時事新報

故岩倉公の紀念に就て

聞く所に據れば十五國立銀行より十五萬圓、日本鐵道會社より十萬圓都合二十五萬圓を醵出して故岩倉公の恩に酬ゆる爲め祠堂を經營して永世の紀念に存するの象あるよし右の銀行會社の設立に就ては公の盡力一方ならず南部經營の勞空しからずして今日の隆盛を致したるみなれば當業の人々が其始に反り其本に報ずるの義を忘れずして舊恩に酬ゆる所あらんとするは實に人生の美事にして一點の非難もある可らず我輩の贊成する所なれども既に世を去りたる故人の爲めにせんとするには其人の生前に如何なる事を最も希望したるやと其志の所在を尋ねて之を全ふせしむるの工風に及ぶみを適當の法なる可し今二十五萬圓の金を費して公の爲めに祠堂を經營す可しと云ふ、公にして知るあらば藤氏の厚意に感じて其忝なきを謝するみとなる可し決して仇には思はざるみとならんなれども若しも眞實死者の平生に徴して果して其志に副ふる所あらんとならば祠堂の經營を外にして他に適當の方法はなきやと種々に其方法を索じて我輩の思付きを述ぶれば自から工風なきに非ざるが如し先づ第一は公の遺族に年金を贈り永く子孫に繼續せしむるの法にして是れは西洋諸國なぜには毎度の事にして其例に乏しからず既に先頃も蘇士運河の開鑿に就て大功ある佛人レセップ氏に對し運河會社の株主より少なからざる年金を贈るとに決したるよし當人に酬ゆるも子孫に贈るも其志を致すの道は同一にして適當の案なれども今の日本人の氣風に於て私に金錢の授受は餘り好まざる所にして或は公の志を推測するも年金を受くるが如きは快しとせざるみとならんなれば假令ひ之を贈らんとするも公の遺族に於ては必ず受けざる可し受けずとすれば致方なしとして更に他の方法を云はんに目下朝鮮の事件に付き日本軍隊の彼地に屯在するもの少なからず將校より兵卒に至るまで孰れも國事の爲めに身を外に役するものにして其辛勞想ふ可し我軍事の經理法は充分に整頓して糧食供給の如きは決して乏しきを感ずるみとなしと雖も在外の屯營は全く戰場に在ると同樣、百事不自由なるは申す迄もなく日々の飲食物とても一般の規定に由り給與さるゝものに限り他に求むるを得ずして生活の有樣は極めて不愉快ならざるを得ず斯る生活の中に於ては時に酒を飲み煙草を喫し菓子を喰ふが如き此上もなき慰藉の法にして平時に於ける美酒佳肴の盛饌にも勝るみと萬々なれども在外不便の境遇にてば之を得るの方便なきを如何せん國家の爲めに身を致すは軍人の常にして是種の不便不自由は固より覺悟の前なりとは云ひながら遥に其實際の事情を聞知して聊かにても之を慰めんとするは國民一般の情にして何人も感を同ふする所なれば今、公の爲めに醵出せんとする二十五萬圓の金を其慰勞に向け故岩倉公の名を以て酒、煙草、菓子の類を在外の軍隊に贈與するが如きは必ず公の志にも協ふて最も適當の方案なる可し其費用を算するに將校より兵卒に至るまで上下一樣にして一人に付き一日十錢づゝとすれば合計一日に壹百圓、一個月に壹千百圓にして二十五萬圓の金を以てすれば數箇月の間、供給するみとを得べし一盃の酒、一服の煙草、一片の菓子その物は微なりと雖も時に取ては千金の贈物に勝るのみならず殊に故岩倉公の名を以てするの贈與品とあれば之を受くるもの〳〵感情も自から異にして大に一軍の士氣を奮はしむるの效あるや決して疑ふ可らず若しも公をして其有樣を目擊せしめたらんには必ず大に喜ぶみとならん其志に酬ひんとするには此方案に及ぶものなかる可し或は物を軍隊に贈るは必ず公の志に協ふて自から報恩の微意を達するに足る可しとするも其事たる唯一時の軍人を慰むるのみにして永久に紀念として存するものなきに非ずやとの說もあらんかなれども我輩の所見に於ては決して然らず目下の形勢に於ては和戰孰れに決するや豫め知る可らずと雖もいよ〳〵戰を開くの日には勇氣日頃に百倍したる我軍隊は一擊の下に彼の烏散軍を打破り城下の盟を爲さしむるみと疑ふ中の物を取るに異ならず斯くて世界に比類なき名譽を擅ふて凱旋の時には敵地にて分捕したる銃砲軍器の類を持ち歸り公の恩を謝するが爲めに之を其墓前に備へ付くるみとしなさば公の名譽は千載不滅にして之に勝るの紀念はある可らず或は若しも戰に至らずして平和に局を結び兵を引揚ぐるみとも如何なるのは兵隊を引率し親しく公の墓に謁して謝意を述ぶるとは古今に幾千萬萬の軍隊が墓に謁して謝意を述ぶるとは古今絶無の事にして自から不朽の名譽として永く後世に傳ふるに足る可し我輩は今日に於て故人の志に酬ゆるには此方案を最も適當なる可しと信ずるものなり

雜報

○朝鮮特報

特派員　高見　生

京城七月七日午後八時

清兵再び牙山に引揚ぐ　公州及ろの附近地方に在りし清兵は此程再び牙山に引揚げたる由聞く處に據れば同兵は水原府へ向け不日出發し來るならんと云ふは蓋統領入京の爲め同府迄隨行し來るものならんがそれより進軍して愈よ入京するや否やは未だ詳かならざれども今日の處にては同府に暫く滞在して成行を觀察したる上、決定すべしとも云ふ

確答期日の切迫、高等官吏の往來頻繁　我公使の要求に對する朝鮮政府の確答期日は愈よ三四日内に切迫したる由に付朝鮮政府の苦心一方ならず爲めに昨今は朝廷高等官の往復頻繁を極め昨日の如きは閔泳煥、閔應植の兩名我公使を訪ふて密談する所あり本日は閔泳韶來りて何事か交渉する所ありし又支那公使館へも出入するもの多く昨日は二十餘名の兵士を隨へたるもの三國も同公使館に入りたり右は日本公使の要求に對し如何に確答して可なるやを袁氏に相談せしものならんと云ふ

○各國公使館事に依願す　前記の如く朝鮮政府は目下日清兩國の公使に對し交渉最も頻繁を極め居るにも拘はらず他の一方に於ては窃に手を廻はして各國の公使及領事等に懇請し是非に日兵を撤回せしむる樣盡力ありたしと口說き廻はり居りとなり

京釜間の電信線架設　電信線架設の工夫及人夫は南三日前仁川に到着したるに付之を二手に分ち一は京城に向はしめ他は仁川より直ちに清州に向つて派出したる由なるが京城よりは京城に向ひ又清州より釜山に、釜山より清州に向つて迅速に電線を架設せしむる筈なりと云ふ

居留民清酒十樽の寄贈　京城居留民は此程協議を凝したる上目下滯韓中の兵隊へ清酒十樽を寄贈したりと云

○馬關彙報

石川　信

七月十四日午後四時馬關に於て

田子ノ浦丸　前報せし如く田子ノ浦丸は昨朝神戸を發し今正午入港未だ碇船の模樣なく恰も西下の人を待つもの〳〵如くにして出帆の時刻更に分らず、乘組の監督將校は上陸直に兵站部を訪ひ原田司令官と頻りに談話し居たり而して

福嶋中佐　本船に搭して來るならんとの說あり船を詰葉の所見に於ては決して然らず目下の形勢に於ては和戰孰れに決するや豫め知る可らずと雖もいよ〳〵戰を開くの日には勇氣日頃に百倍したる我軍隊は一擊の下に彼の烏散軍を打破り城下の盟を爲さしむるみとは疑ふ中の物を取るに異ならず斯くて世界に比類なき名譽を擅ふて凱旋の時には敵地にて分捕したる銃砲軍器の類を持ち歸り公の恩を謝するが爲めに之を其墓前に備へ付くるみとしなさば公の名譽は千載不滅にして之に勝るの紀念はある可らず或は若しも戰に至らずして平和に局を結び兵を引揚ぐるみとも如何なるのは兵隊を引率し親しく公の墓に謁して謝意を述ぶるとは古今に幾千萬萬の軍隊が墓に謁して謝意を述ぶるとは古今絶無の事にして自から不朽の名譽として永く後世に傳ふるに足る可し我輩は今日に於て故人の志に酬ゆるには此方案を最も適當なる可しと信ずるものなり

京城の機樣　其後別段變りなく唯浮說流行すると我公使の要求に確答する期日切迫の爲め朝鮮政府の高等官吏が互に足繁く往來し又其の日清兩國公使館に出入するものの其だ多くなりしを認むるのみ大體の形勢は清國の返答なきを以て我政府は獨力以て政務の改良を朝鮮政府に求めたれども同國政府は支那を顧慮して未だ確答せず故に支那にして若し日本の朝鮮内治改良に猛然來りて反對せば是迄即ち大衝突の時なれども支那は虛喝の聲のみなれば軍人以外の我人民すら尙ほ時機の推移に焦立ち居る有樣なりと云へり

仁川の航路　郵船會社にては上海行の定期郵便航路の外なる清國行航路即ち釜山、仁川、芝罘、天津等の諸港に往復する定期船を今度廢する事に決し來る十七日當港歸着の玄海丸を以て最終の便となすよし然れども仁川迄は荷物も可なりあり客の往來も隨分ありて突然其間の航海を中止されては我同胞の不便少なからざるに依り仁川迄は肥後丸をして是迄通り航海往復せしむる事となるべしといふ果して然らば官民の便實に少なからざるなり

夏橙　は長州萩の名產なり山口縣下の有志者は在韓軍隊の勞を慰するの寸志として三萬の夏橙を寄贈する事に決し既に其手續をなしたりといふ

電線架設用品　一兩日前の便船にて仁川に殘送したり

歸國の支那人　神戸在留の支那人五十名許り昨夜入港今曉發の西京丸（上海行）に乘組み居たり何れも今回の事件を察して歸國するものなり

○軍令部長の更迭

昨日豫備海軍中將子爵樺山資紀氏は特に勅命を以て現役に復せられ海軍々令部長海軍中將中牟田倉之助氏は本職を免ぜられ午前九時三十分左の如く親任式を擧行せられたり

海軍中將子爵　樺山資紀

補海軍々令部長

海軍中將　中牟田倉之助

○任樞密顧問官

別項の官報欄内に見ゆる如く陸軍大臣は同省内に憲兵部を設置するみとを告示し昨日より事務取扱に着手せしが既に大臣あてにて願出のもの數件以上に及び中には書式に違反したるも少なからざれど今日までの分は其儘に開居くるよし又金圓等の獻納は告示にもある如く總て軍資として差出すものなれば獻納者は會計法に抵觸せざるも物品若くは滋養品等のみは會計法に抵觸せざるよし

○炭價下落す

遂に一萬斤五十錢の源因は朝鮮事件の和親成れたりとて

は遂はれず軍艦御供給の不足を訴ふ景氣上

額は云はゝ

るに前々月までは

前月中に採掘の許

くべき坪數に達し

尤も前月中に許可

付きて始めて採掘

來追々好況を呈す

三月頃迄に掛け出

數の增加は自然供

ず猶ほ此外にも

るもの幾何なる

る坪數も必ず巨萬

がら鑛業條例に

なしつゝありし

三箇月の中には採

からず要するに需

遠なれば賣價は

しと云ふものあり

○李鴻章の失

鴻章は或る一名の

に任ぜられんと

ものか或は眞の

一は李鴻章の實子

を上奏せり依て

能を試みられし

ど一切心得ず道

共なれば先例に

元老たる鴻章等

僅に引下らしめ

するには私情を

るが如きみとあ

の某新聞に見ゆ

○外交官及領事

由にて官報に左の

來る九月三日外

志願の者は本年

日前（即ち八月二

文並に之を英文

へ外交官及領事

し

但し試驗期日

なき者とす

論文題

公使の特權

明治二十七年

○郡司大尉の

室に於て同地有

占守越年中の經

び其採收試驗

○上野青龍間發車時刻　上野發　午前六時四十分（郵便）九時（字都宮）十時（急行）十時二十分（無蓋）午後二時三十分（字都宮）十時（急行）十時五十五分（字都宮）午後二時五十五分（下り）午前五時五十五分（急行）十時五十五分（蒲鉾）午後二時十五分（蒲鉾）午後五時十五分（蒲鉾）六時（字都宮）△（上り）午前七時三十分（蒲鉾）午前七時五分（郵便）午前七時五分（郵便）午前十二時十五分（蒲鉾）午前十二時十五分（郵便）午後一時十五分（蒲鉾）午後一時十五分（郵便）午後二時十五分（蒲鉾）午後二時十五分（郵便）午後四時十五分（蒲鉾）午後四時十五分（郵便）午後六時十五分（蒲鉾）午後六時十五分（郵便）午後八時十五分（蒲鉾）午後八時十五分（郵便）午後十時十五分（蒲鉾）午後十時十五分（郵便）

○新西發車時刻　西發　午前四時十五分（郵便）四時十五分（蒲鉾）午後二時十五分（郵便）二時十五分（蒲鉾）午後六時十五分（郵便）六時十五分（蒲鉾）午後八時十五分（郵便）八時十五分（蒲鉾）午後十時十五分（郵便）十時十五分（蒲鉾）午前七時十五分（郵便）午前七時十五分（蒲鉾）午前十二時十五分（郵便）午前十二時十五分（蒲鉾）午後一時十五分（郵便）午後一時十五分（蒲鉾）午後二時十五分（郵便）午後二時十五分（蒲鉾）午後四時十五分（郵便）午後四時十五分（蒲鉾）午後六時十五分（郵便）午後六時十五分（蒲鉾）午後八時十五分（郵便）午後八時十五分（蒲鉾）午後十時十五分（郵便）午後十時十五分（蒲鉾）

○上野青龍間發車時刻　上野發　午前六時四十分（郵便）九時（字都宮）十時（急行）十時二十分（無蓋）午後二時三十分（字都宮）十時（急行）十時五十五分（字都宮）午後二時五十五分（下り）午前五時五十五分（急行）十時五十五分（蒲鉾）午後二時十五分（蒲鉾）午後五時十五分（蒲鉾）六時（字都宮）△（上り）午前七時三十分（蒲鉾）午前七時五分（郵便）午前七時五分（郵便）午前十二時十五分（蒲鉾）午前十二時十五分（郵便）午後一時十五分（蒲鉾）午後一時十五分（郵便）午後二時十五分（蒲鉾）午後二時十五分（郵便）午後四時十五分（蒲鉾）午後四時十五分（郵便）午後六時十五分（蒲鉾）午後六時十五分（郵便）午後八時十五分（蒲鉾）午後八時十五分（郵便）午後十時十五分（蒲鉾）午後十時十五分（郵便）

○新西發車時刻　西發　午前四時十五分（郵便）四時十五分（蒲鉾）午後二時十五分（郵便）二時十五分（蒲鉾）午後六時十五分（郵便）六時十五分（蒲鉾）午後八時十五分（郵便）八時十五分（蒲鉾）午後十時十五分（郵便）十時十五分（蒲鉾）午前七時十五分（郵便）午前七時十五分（蒲鉾）午前十二時十五分（郵便）午前十二時十五分（蒲鉾）午後一時十五分（郵便）午後一時十五分（蒲鉾）午後二時十五分（郵便）午後二時十五分（蒲鉾）午後四時十五分（郵便）午後四時十五分（蒲鉾）午後六時十五分（郵便）午後六時十五分（蒲鉾）午後八時十五分（郵便）午後八時十五分（蒲鉾）午後十時十五分（郵便）午後十時十五分（蒲鉾）